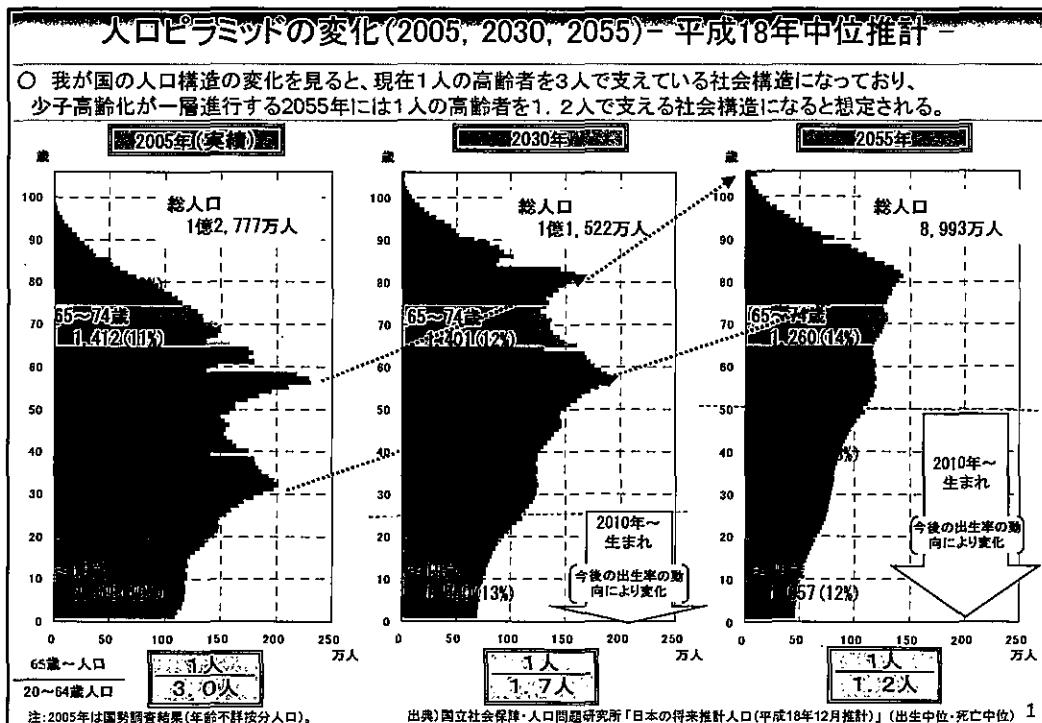
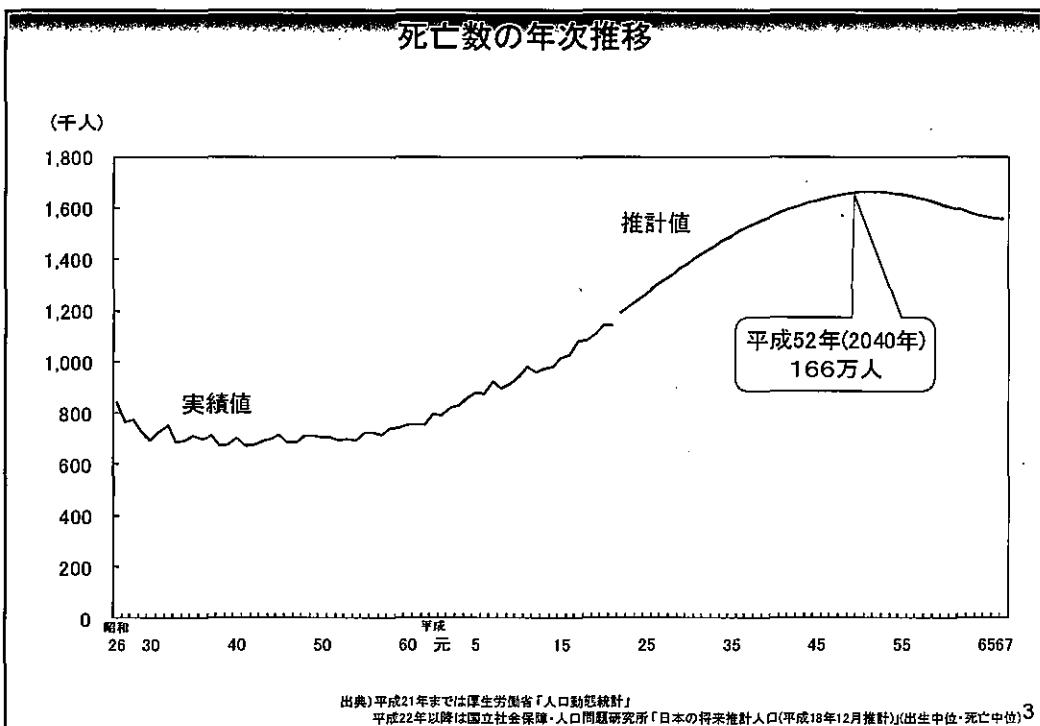
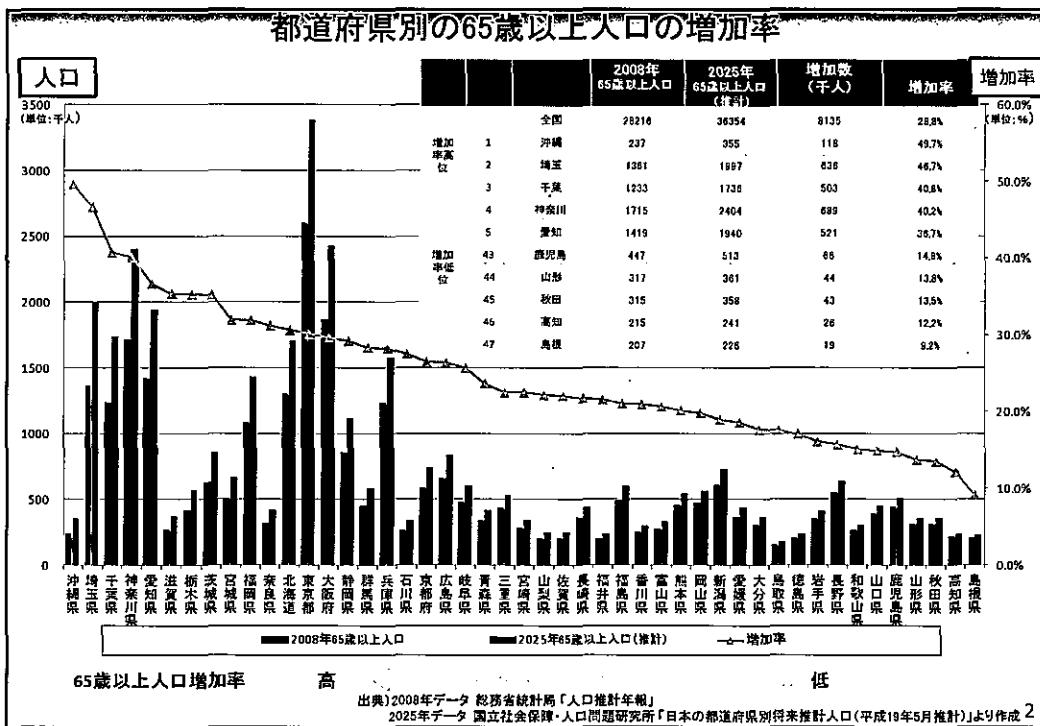
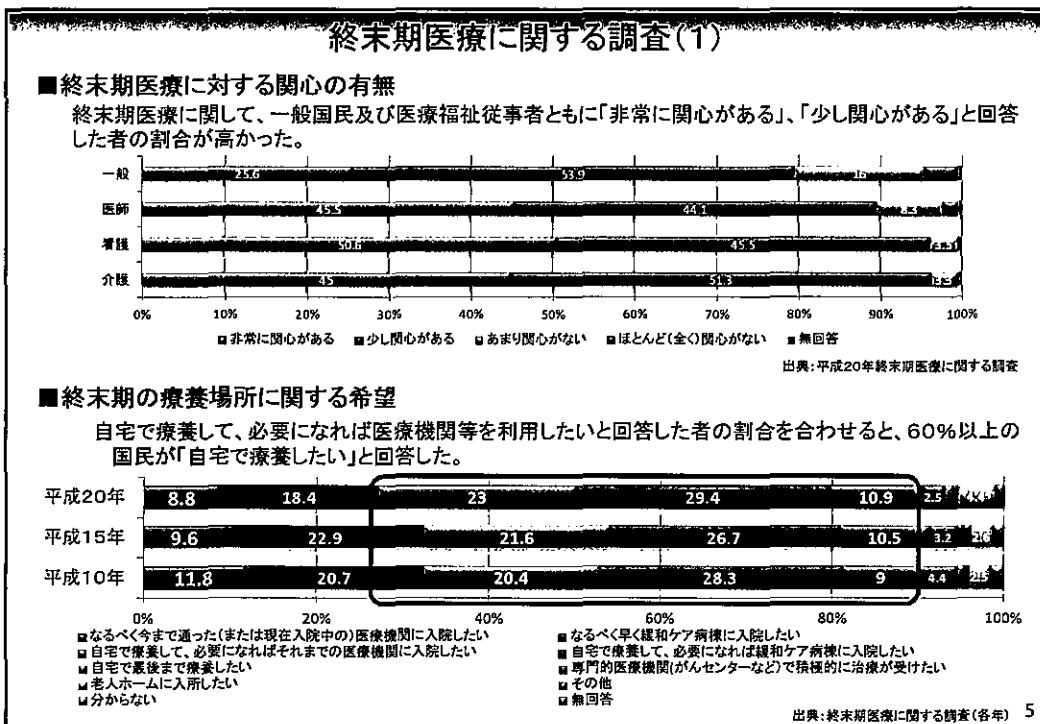
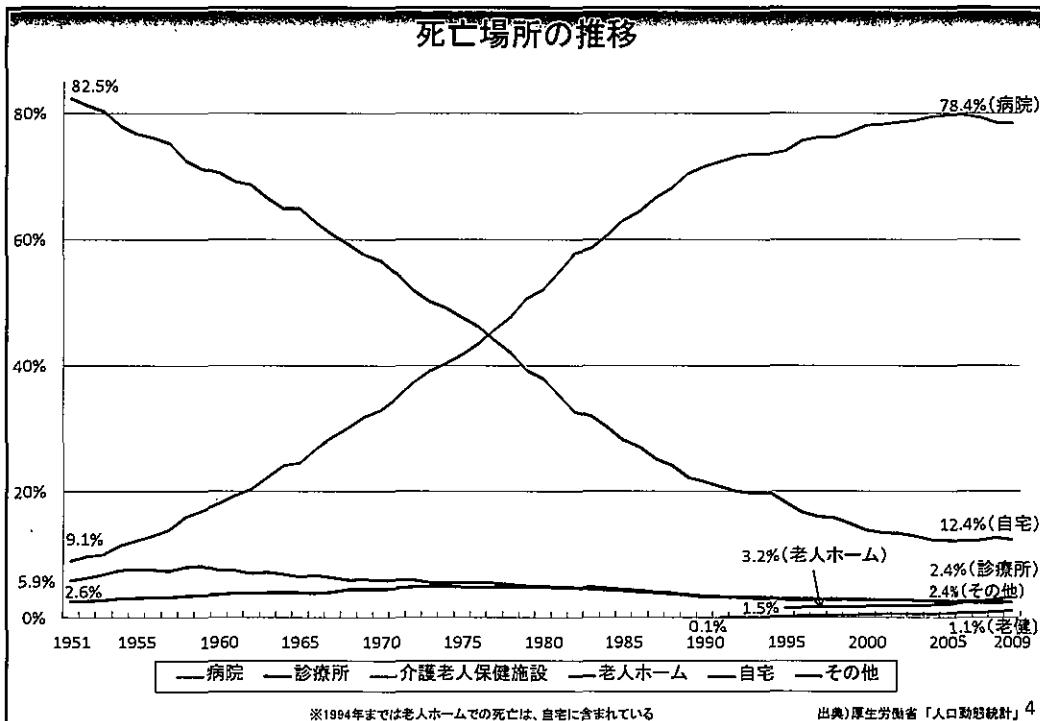


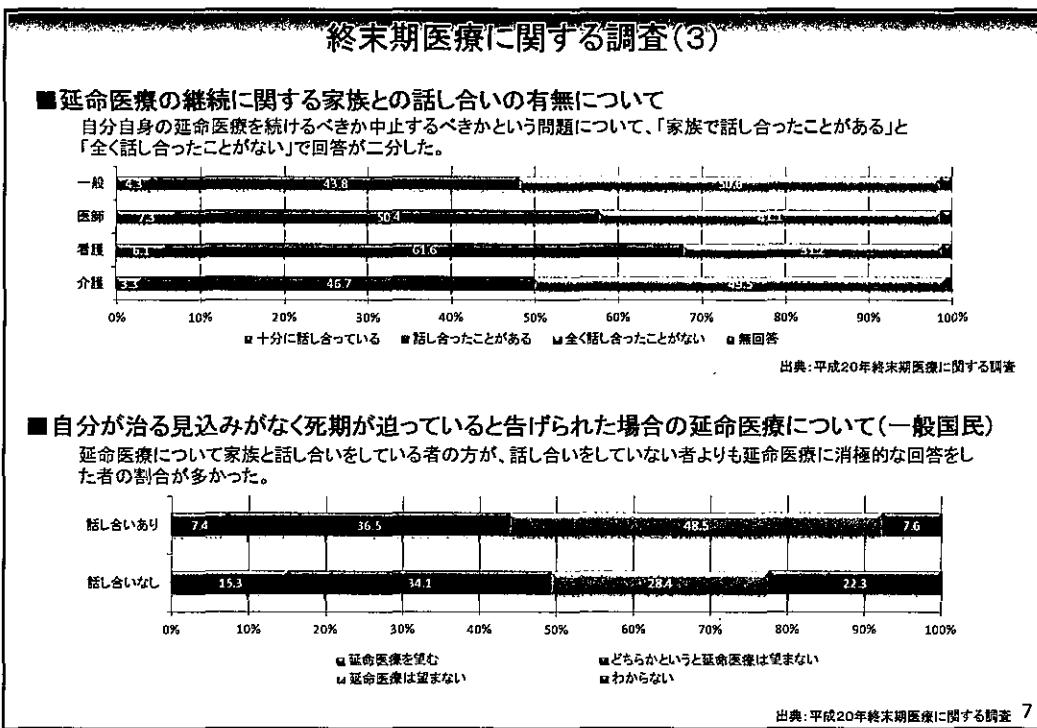
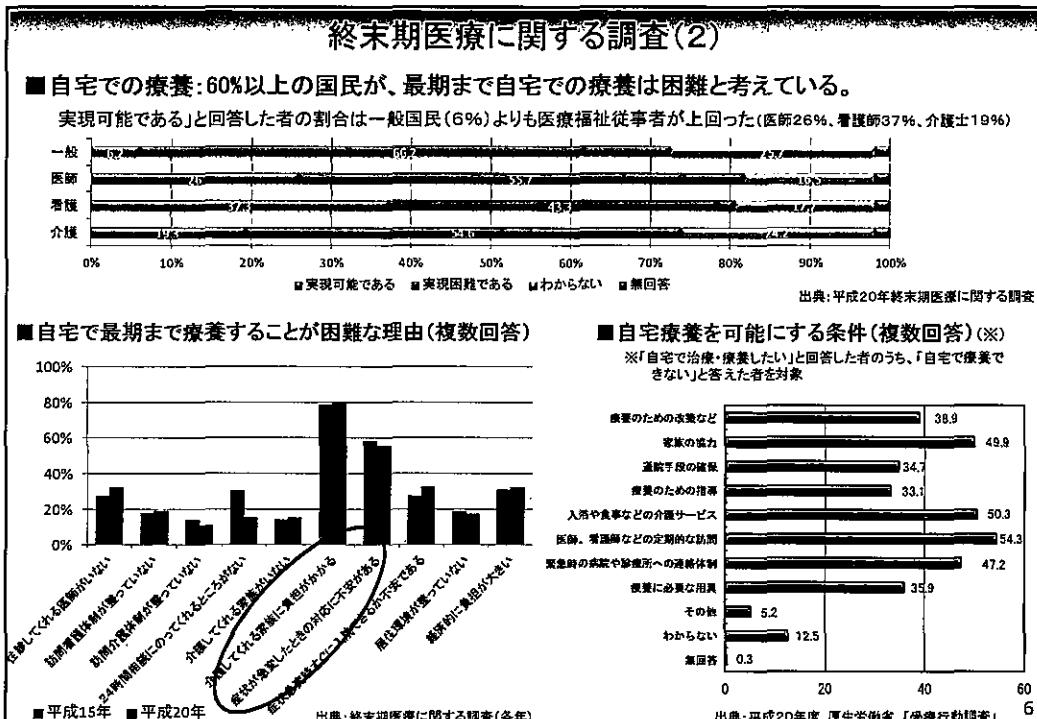
在宅医療の現状と課題

医政局指導課
在宅医療推進室





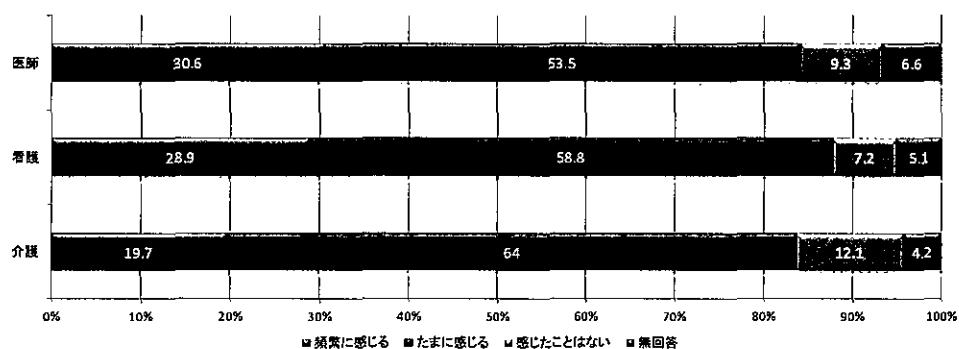




終末期医療に関する調査(4)

■終末期医療にする悩みや疑問

終末期医療に対して、悩みや疑問を感じたことがある医療福祉従事者は80%を超える。



在宅療養支援診療所

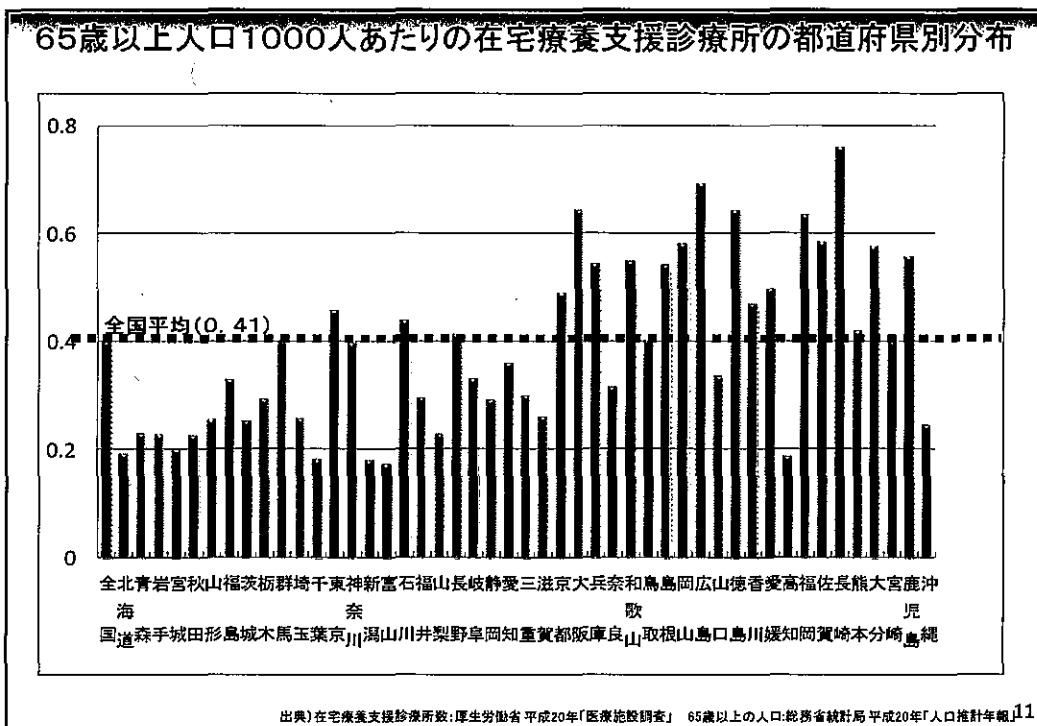
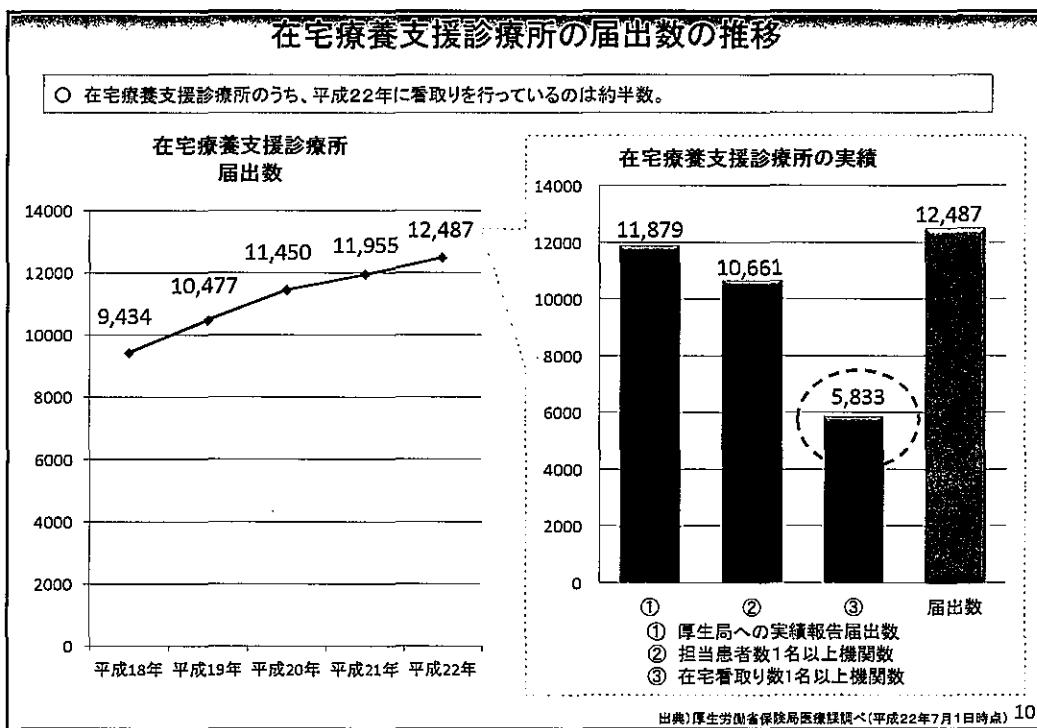
在宅療養支援診療所の届出状況:12487件 (厚生労働省保険局医療課調べ:平成22年7月1日時点)

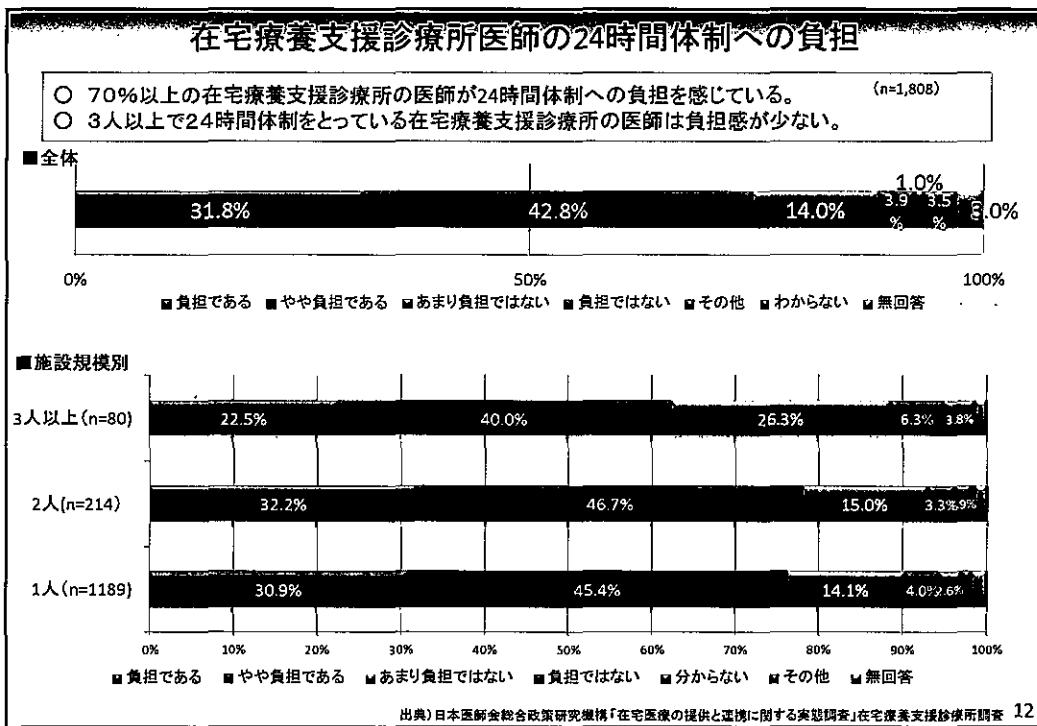
平成18年度創設

患者に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所等との連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供できる体制を構築する。

在宅療養支援診療所の要件

- 保険医療機関たる診療所であること
- 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患者に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患者の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患者に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患者の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患者に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)等と連携していること
- 当該診療所における在宅看取り数を報告すること 等





在宅療養支援病院

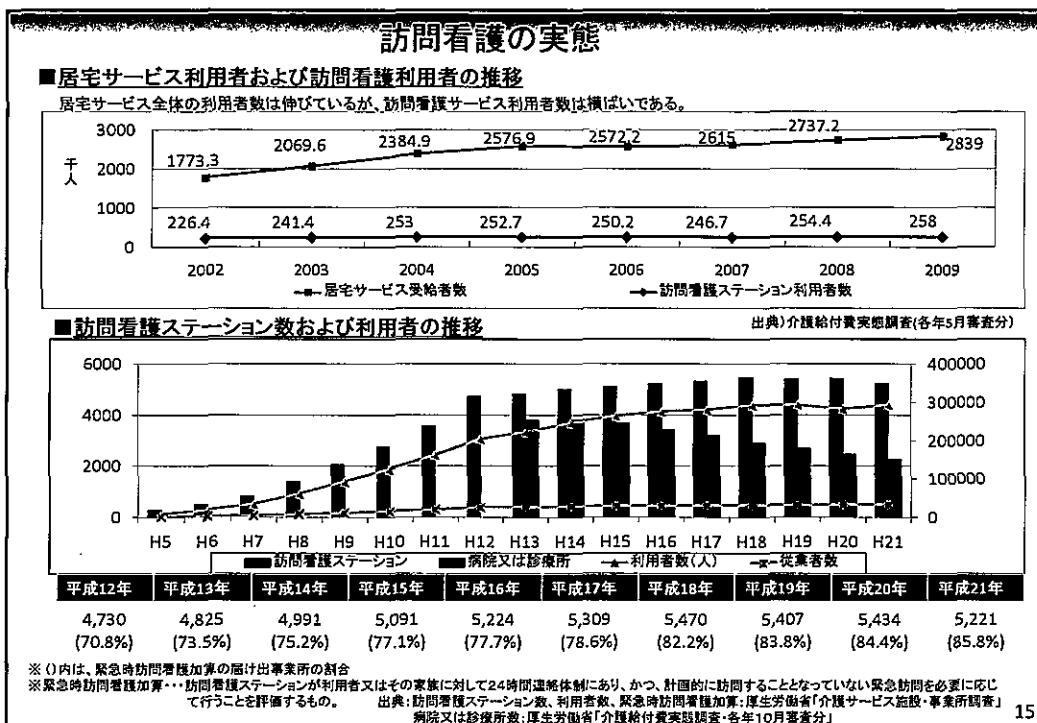
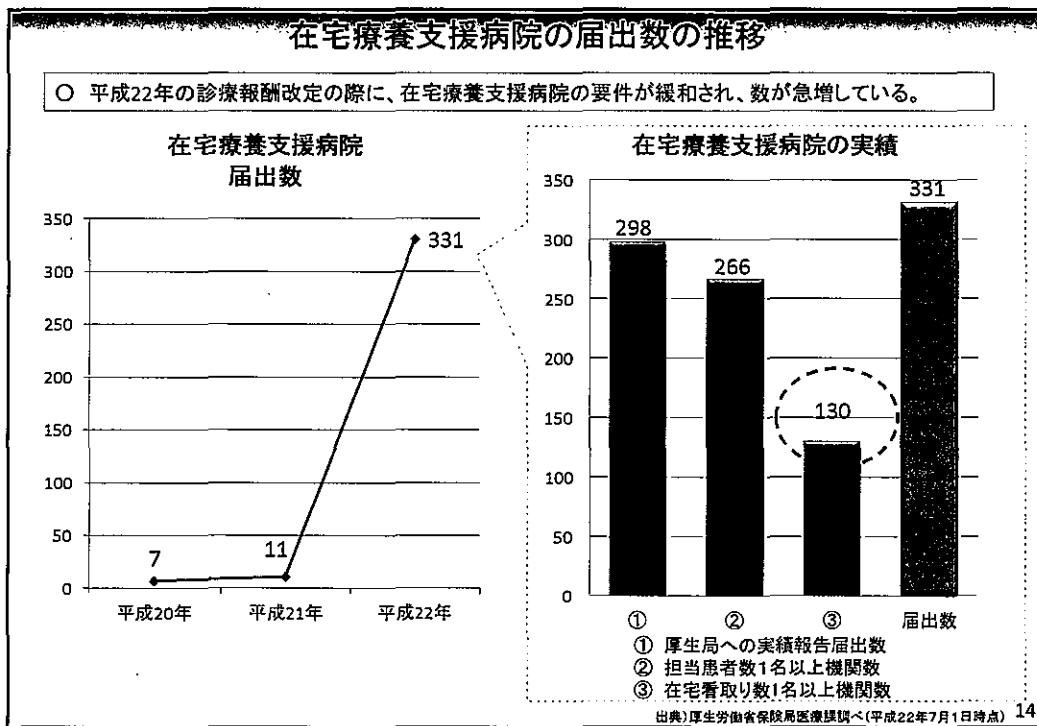
在宅療養支援病院の届出状況: 331件 (厚生労働省保険局医療課調べ: 平成22年7月1日時点)

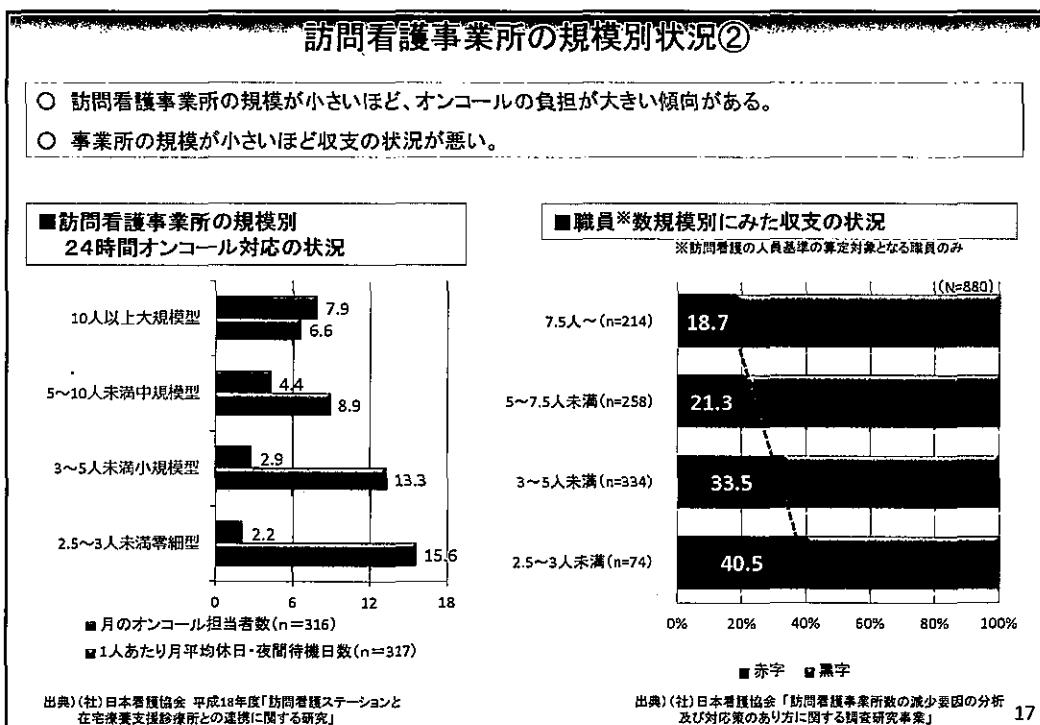
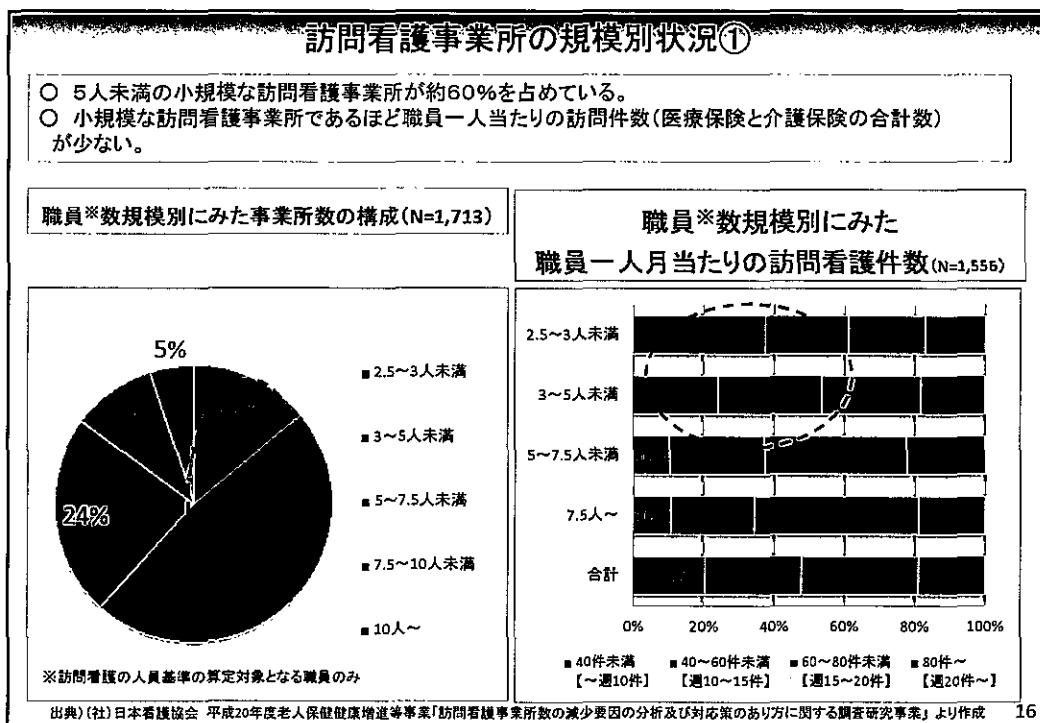
平成20年度創設
診療所のない地域においては、在宅医療の主たる担い手が病院となっている現状に着目し、そのような病院が行う在宅医療について在宅療養支援診療所と同様の評価を行うこととした。

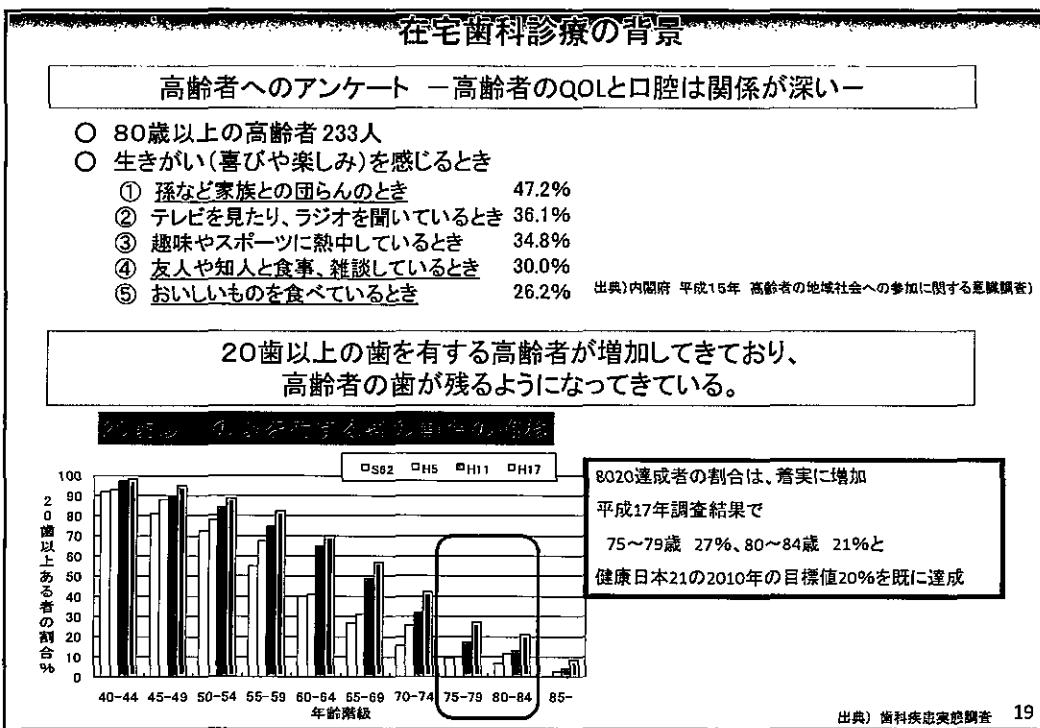
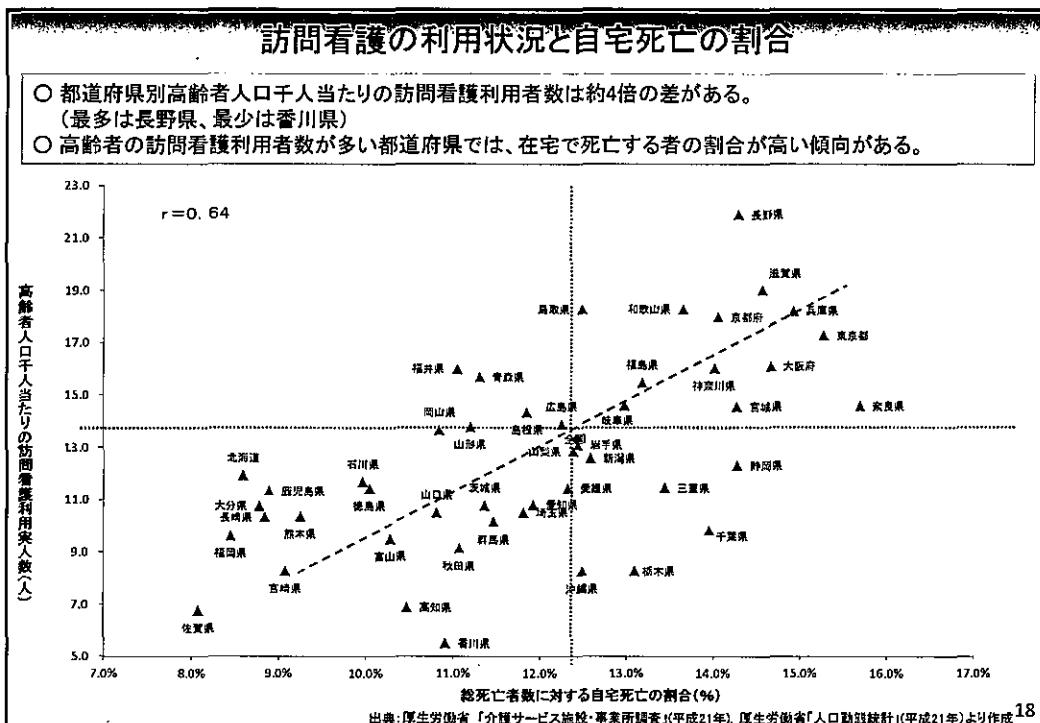
■ 具体的な内容
下記のような要件を満たす病院を在宅療養支援病院とし、在宅療養支援診療所と同じように在宅時医学総合管理料1及び在宅末期医療総合診療料の算定を認める。

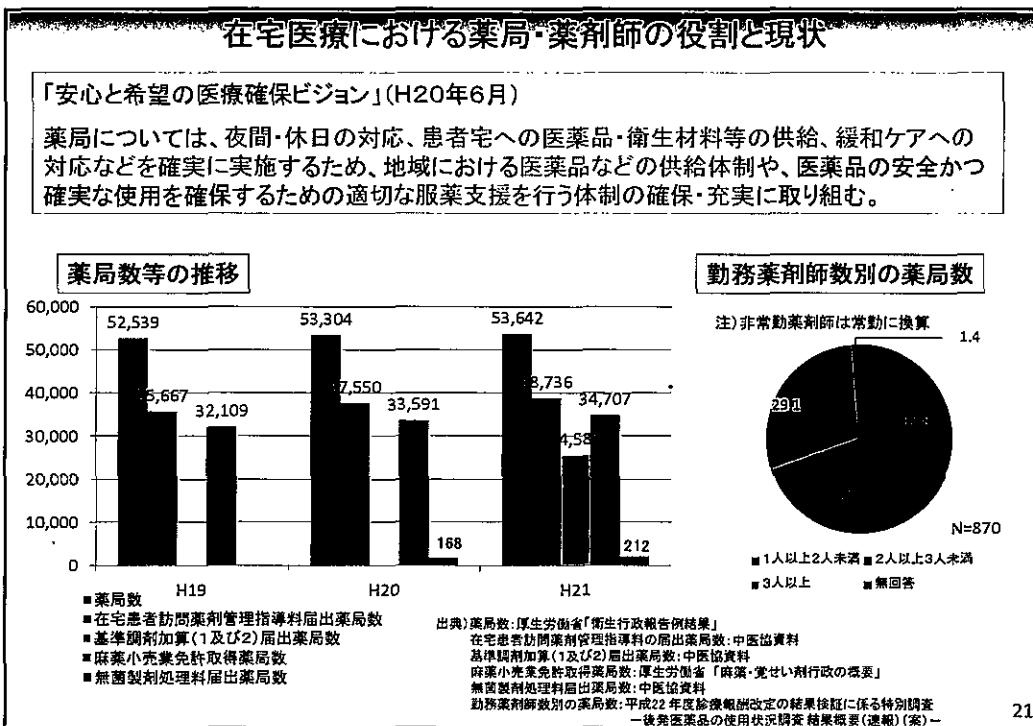
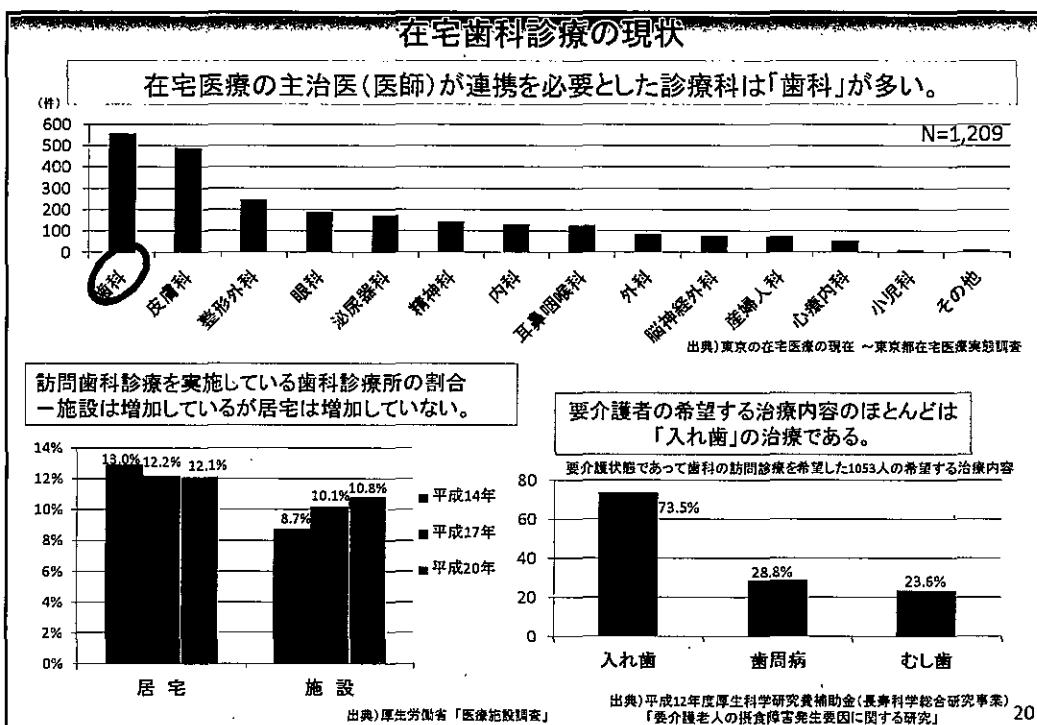
在宅療養支援病院の要件	
○許可病床数が200床未満の病院であること又は当該病院を中心とした半径4Km以内に診療所が存在しないものであること	
○24時間連絡を受ける担当者をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患者に提供していること	
○患者の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患者に提供していること	
○往診を担当する医師は当該保険医療機関の当直体制を担う医師とは別の者であること	
○当該病院において、又は訪問看護ステーションとの連携により、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患者に提供していること	
○当該病院において、緊急時に居宅において療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保していること	
○当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること	
○在宅看取り数等を報告していること 等	

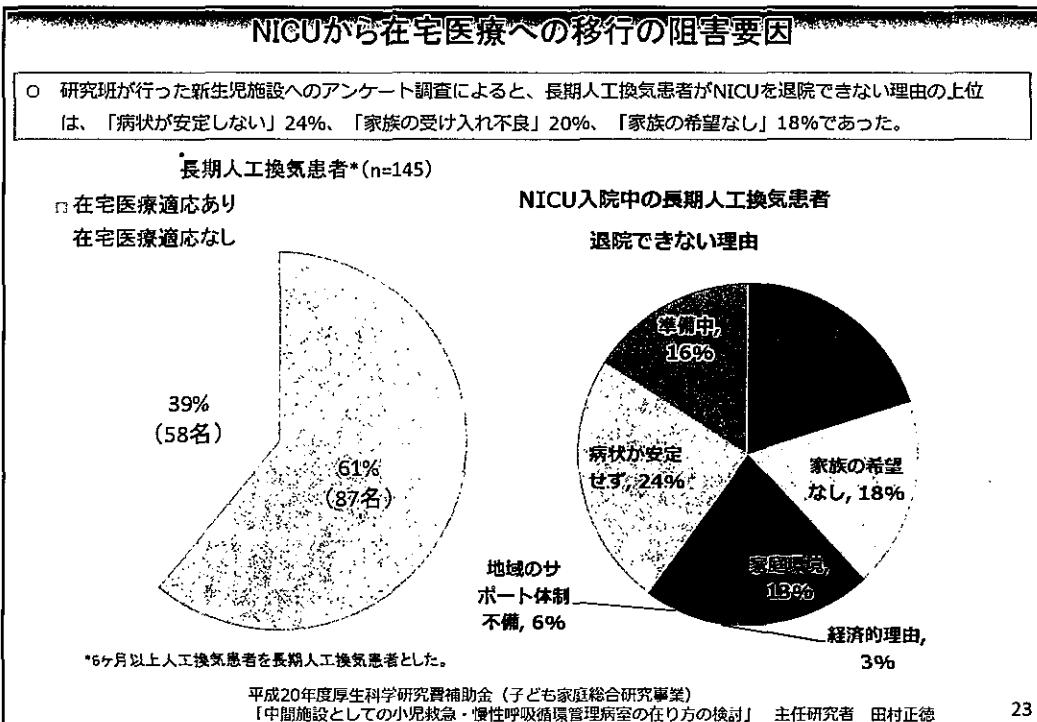
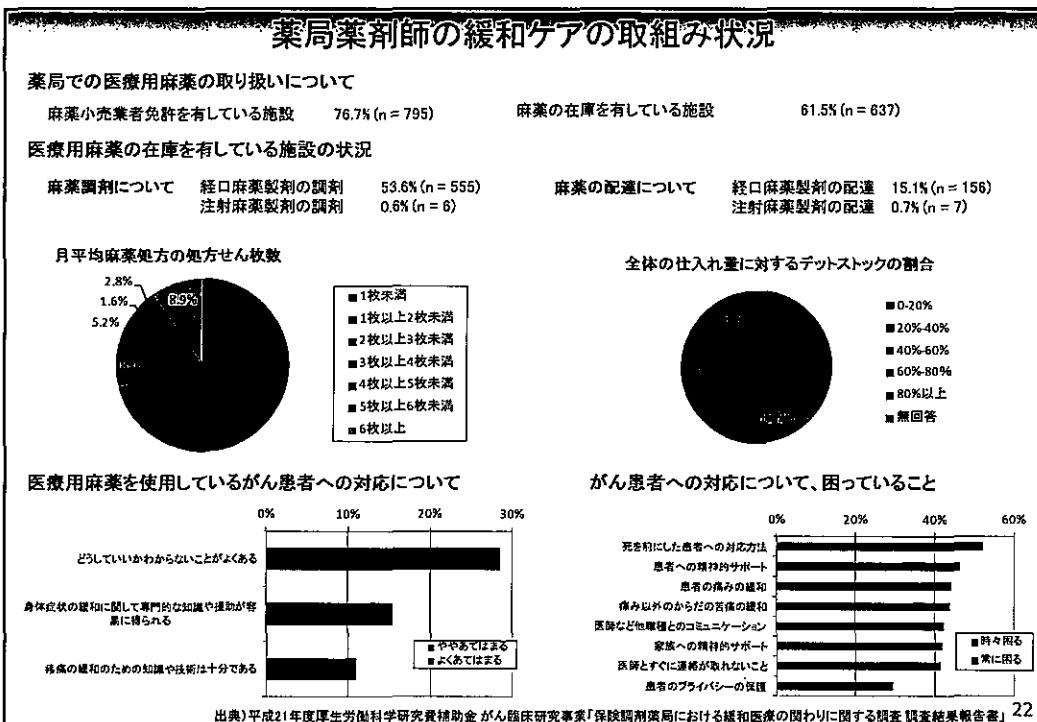
13





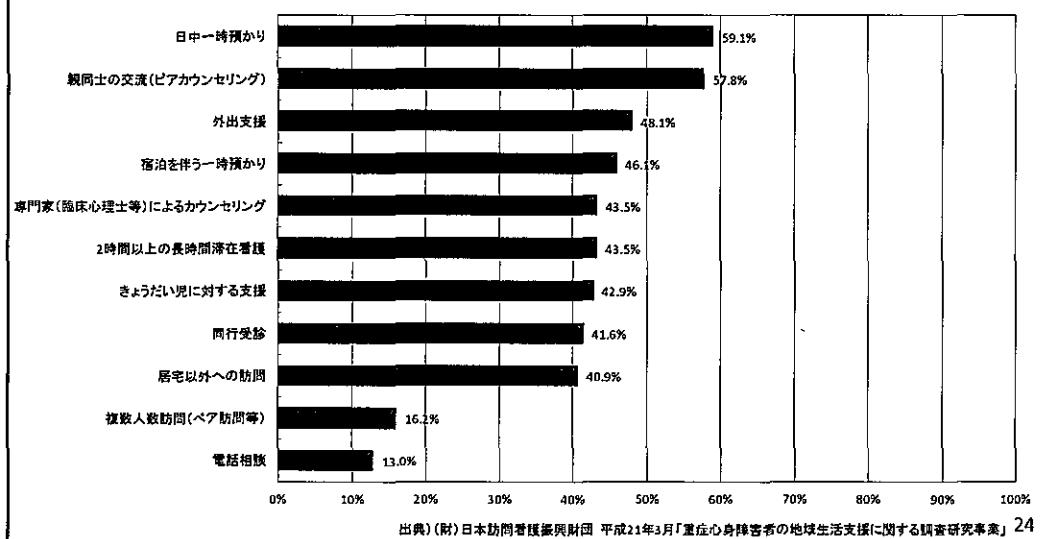






重症心身障害児の親のサービスニーズ

○重症心身障害児の親のサービスニーズとして「日中一時預かり」、「親同士の交流」、「外出支援」、「宿泊を伴う一時預かり」などのニーズが高い。



ショートステイの現状

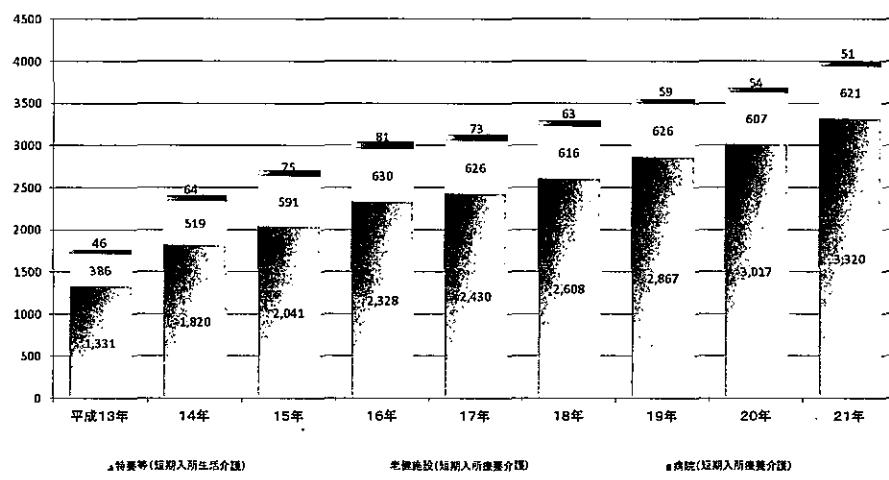
■短期入所(ショートステイ)利用者数の経年変化

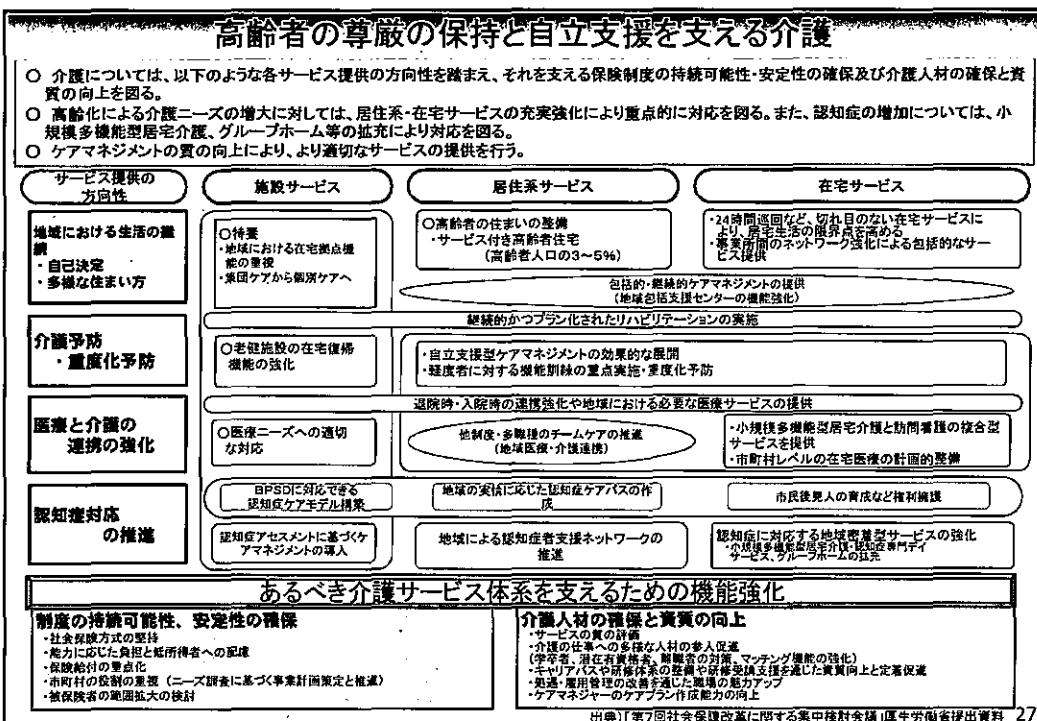
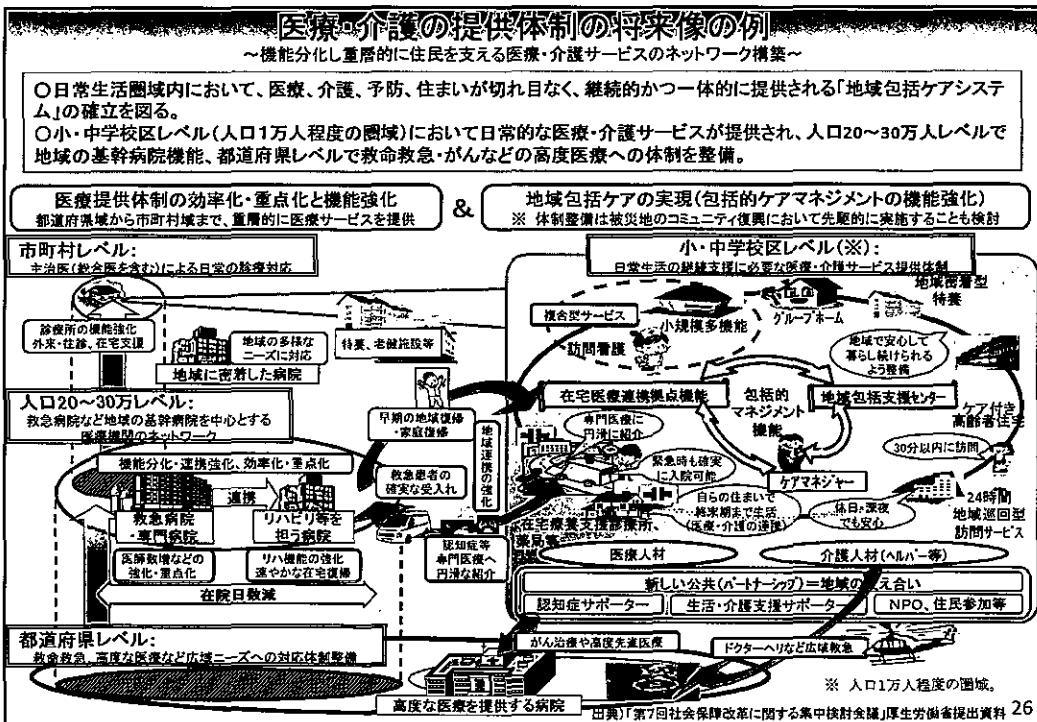
* 特養等の短期入所生活介護

平成13年(1,331施設)→平成21年(3,320施設) 約2.5倍

* 老健・病院等の短期入所療養介護

平成13年(432施設)→平成21年(672施設) 約1.5倍





医療計画における在宅医療の位置付け

医療法

第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1~5 (略)

6. 居宅等における医療の確保に関する事項

7~13(略)

第30条の7 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。

2 病院又は診療所の管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、居宅等において医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

居宅等における医療の確保等の記載事項について

平成19年7月20日付け医政局長通知

『医療計画について』より抜粋

法第30条の4第2項第6号の居宅等における医療の確保について定めるときは、当該医療におけるそれぞれの機能分類に即して、地域の医療提供施設の医療機能を計画的に明示すること。また、以下の目的を達成するために患者を中心とした居宅等における医療についての地域の医療提供体制の確保状況、その連携状況及び患者急変時等の支援体制を明示すること。

①患者自身が疾病等により通院困難な状態になっても、最後まで居宅等で必要な医療を受けられるために、地域にどのような診療所、病院、訪問看護ステーション、調剤を実施する薬局等が存在し、かつ、どのような連携体制を組んでいるのか、また、患者の状態等に応じて適切な他の医療提供者等にどのように紹介するのかなどの仕組みがわかりやすく理解できること。

②適切な療養環境を確保し、虚弱な状態になっても最後まで居宅等で暮らし続けたいと希望する住民や患者が安心感をもてるようにすること。

③医薬品の提供拠点としての調剤を実施する薬局の機能を活用するために、居宅等への医薬品等の提供体制を明示すること。

28

医療計画の基本方針(大臣告示)等について

【医療法第30条の3】
厚生労働大臣は基本方針を定める。

基本方針【大臣告示】
医療提供体制確保の基本的考え方

【法第30条の8】
厚生労働大臣は、技術的事項について必要な助言ができる。

医療計画作成指針【局長通知】
医療計画の作成
○留意事項
○内容、手順 等

疾病又は事業ごとの医療体制について
【課長通知】
疾病・事業別の医療体制
○求められる医療機能
○構築の手順 等

【法第30条の4第1項】
都道府県は基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定める。

医療計画

- 疾病・事業ごとの医療体制
 - ・がん
 - ・脳卒中
 - ・急性心筋梗塞
 - ・糖尿病
 - ・救急医療
 - ・災害時における医療
 - ・へき地の医療
 - ・周産期医療
 - ・小児医療(小児救急含む)
- 居宅等における医療
- 医療従事者の確保
- 医療の安全の確保
- 施設の整備目標
- 基準病床数 等

29

在宅医療に関する医療計画の内容(数値目標)			
■数値目標の例(各都道府県の医療計画より)			
○北海道	・在宅医療を実施する医療機関割合 現状35.2%→目標値38.1%	○福井	・在宅医療推進のためのコーディネーター設置地区 →5地区(H24)
○山形	・主任介護支援専門員研修受講者数 44人(H18)→50人(H24)	○福岡	・在宅医療を受ける患者数 2100人/日(H18)→30%増(H24)
○福島	・在宅療養支援診療所 148(H18)→196(H24) ・訪問看護ステーション 121(H18)→128(H24) ・保険薬局に占める訪問薬剤管理指導料の届出薬局 76.9%(H18)→81%(H24) ・保険薬局に占める麻薬小売業免許取得薬局の割合 84.1%(H18)→85.9%(H24)	○佐賀	・自宅での死亡の割合8.1%(H18)→12.2%(H24)
○茨城	・医療機関と連携し在宅医療に取り組む薬局の割合 6%(H18)→50%(H24)	○熊本	・訪問看護ST数 107(H17)→120(H24) ・訪問看護師の就業者数 429(H18)→554(H24) ・往診や訪問看護を実施する医療機関数 582(H18)→640(H24)
○東京	・医療保健政策区市町村包括補助事業の実施(在宅医療推進に資する事業) 5自治体(H19)→全市町村(H24)	○緊急時24時間対応訪問看護ST割合 24時間対応可能 22.1%(H16)→30%(H24) 24時間連絡可能 94.2%(H16)→98%(H24)	○沖縄
○山梨	・在宅介護保険制度が整備されている保健福祉事務所の数 1圏域(H18)→4圏域(H24)	・麻薬小売業免許を取得している保険調剤薬局の割合 82.9%(H18)→100%(H24)	・在宅療養支援診療所(75歳以上人口千人あたり) 0.46(H18)→0.82(H24) ・訪問看護ステーション(人口10万人あたり) 3.7(H18)→4.5(H24)

